

栃木県家畜疾病経営維持資金融通事業事務取扱要領

制定 平成 23 年 6 月 6 日付け畜振第 302 号

改正 令和 3（2021）年 3 月 18 日付け畜振第 1231 号

第 1 事業の実施

栃木県家畜疾病経営維持資金融通事業（以下「本事業」という。）の実施については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 5215 号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知、以下「要綱」という。）及び家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成 23 年 6 月 3 日付け 23 農畜機第 1092 号承認、平成 23 年 5 月 25 日付け 23 年発中畜第 181 号制定。以下「要領」という。）に定められるものの他、この事務取扱要領の定めるところによるものとする。

第 2 融資機関

本事業の融資機関は、資金の貸付業務を行う農業協同組合、農林中央金庫並びに知事が別に指定する銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

第 3 貸付対象者

本事業の融通対象者は、要綱別添 2 の第 3 の 2 の（1）のアに規定される者とする。

第 4 畜産経営維持計画の作成

資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）は、家畜疾病経営維持資金借入申込書（別紙様式 1 号、以下「借入申込書」という。）及び要綱別添 2 の第 3 の 2 のオに規定する畜産経営維持計画（以下「経営維持計画」という。）を作成し、融資機関に提出するものとする。

第 5 要件該当の確認・融資機関意見書の提出

借入申込書を受理した融資機関の長は、現地を確認し、要領第 2 の 6 の（2）の規定に基づき借入要件等の確認及び経営維持計画の内容審査の上、妥当と認められる場合は、畜産経営維持計画承認申請書（別紙様式 2 号、以下「計画承認申請書」という。）及び畜産経営維持計画の承認申請にかかる意見書（別紙様式 3 号）を作成し、家畜飼養頭数現地確認書（別紙様式 4 号）を付して管轄する農業振興事務所長を経由して畜産振興課へ提出するものとする。

第6 経営維持計画の承認

計画承認申請書を受理した畜産振興課長は、栃木県畜産制度金融運営委員会（平成19年9月30日付け19畜振第763号制定）に諮り、当該経営維持計画が妥当であると認められた場合は、要綱別添2の第3の2の（4）の規定に基づき、知事の意見を付して、家畜疾病経営維持資金通事業畜産経営維持計画承認申請書を、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）を經由して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

ただし、要綱別添2の第3の2の（5）の規定に基づき、理事長への提出を行わない場合は、知事が承認を行うものとし、承認を行ったことを中央畜産会会長に報告するものとする。

第7 承認の通知

県畜産振興課は、知事が承認した場合又は理事長から経営維持計画の承認の通知を受けた場合は、速やかに融資機関に通知するものとする。

第8 貸付の実行

融資機関は、第7の通知を受けたときは、承認を受けた経営維持計画に係る借入希望者に対して、資金の貸付を実行するものとする。

第9 実績の報告

- 1 借入者は借入金による運転資金の支払いの完了後速やかに、家畜疾病経営維持資金実績報告書（別紙様式5号、以下「実績報告書」という。）を作成し、資金使途を証する書面を付して融資機関にその実績を報告するものとする。
- 2 融資機関は、実績報告書の内容を検証の上、保管するものとし、その取扱いは要領第4の定めるところによるものとする。

第10 個人情報の取扱

融資機関の長及び知事は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要な措置を講じる。融資機関の長は、審査のために必要な個人情報を入手するに当たり、予め借入希望者から個人情報の取扱いに関する同意書（別紙様式6号）の提出を求め、個人情報の取扱いについて同意を得るものとする。

第11 融資機関の知事の指定

- 1 第2に規定する知事の指定を希望する銀行、信用金庫又は信用協同組合は、貸借対照

表等の業務及び財産の状況に関する説明資料を付して、家畜疾病経営維持資金融通事業に係る融資機関指定申請書（別紙様式7号、以下「融資機関指定申請書」という。）を県畜産振興課に提出するものとする。

- 2 融資機関指定申請書を受理した県畜産振興課は、当該融資機関が本事業について十分な知識を有し、その適切な対応を行えると判断される場合は、知事が指定する融資機関として承認し、当該融資機関及び中央畜産会に通知するものとする。

附則

- 1 この事務取扱要領は、平成23年6月6日から施行し、平成23年4月1日より適用するものとする。
- 2 この事務取扱要領の施行により、栃木県家畜疾病経営維持資金融通事業事務取扱要領（平成15年10月21日付け畜振第625号）は廃止する。
- 3 この事務取扱要領に定めるものの他、事業実施に必要な事項については、別に定める。

附則

この事務取扱要領の改正後の規定は、令和2（2020）年4月1日より適用するものとする。

附則

この事務取扱要領の改正後の規定は、令和3（2021）年4月1日より適用するものとする。